

平成27年度第2回高松市総合教育会議 議事録

1 日時 平成27年9月18日(火) 午後3時00分～午後4時38分

2 場所 高松市役所3階 32会議室

3 出席者 高松市長 大西 秀人
高松市教育委員長 神内 仁
高松市教育委員(委員長職務代理者) 児玉 令江子
高松市教育委員 木場 巳男
高松市教育委員 藤本 英子
高松市教育長 松井 等

4 事務局

(教育委員会)

教育局長 東原 利則
教育局次長総務課長事務取扱 森田 素子
教育局次長生涯学習課長事務取扱 橋本 良治
学校教育課長 峯 寛文
保健体育課長 岡村 寧
教育局総務課長補佐 楠原 昌能
学校教育課長補佐 川上 敬吾

(市民政策局)

市民政策局長 城下 正寿
健康福祉局長 田中 克幸
市民政策局次長政策課長事務取扱 片山 智規
子育て支援課長 多田 安寛
政策課長補佐 松本 徳
子育て支援課長補佐 平川 昇司

5 傍聴人 1名

6 協議・調整事項

- (1) 次期高松市教育振興基本計画(教育に関する「大綱」)策定の考え方について
- (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の連携について
- (3) 学校支援体制の充実について

7 議事の経過

○ 司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から、平成27年度第2回高松市総合教育会議を開会いたします。本会議の進行につきましては、高松市総合教育会議運営要綱第4条第4項の規定に基づきまして、市長が行うこととなっておりますので、大西市長どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 市 長 こんにちは。教育委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、御集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますけれども、第2回高松市総合教育会議ということで、協議の方を進めさせていただきます。

まず、協議調整事項1「次期高松市教育振興基本計画（教育に関する「大綱」）策定の考え方について」ですが、事務局の方から説明をお願いします。

○ 事 務 局 教育局次長の森田でございます。座って説明させていただきます。

このパワーポイントのカラーになった次期高松市教育振興基本計画策定の考え方についての資料を御手元をお願いします。

タイトルのカッコ書きで「教育に関する大綱」とございますが、本年4月から施行されました改正地方教育行政法によりまして、各地方公共団体に策定が義務付けられたものでございまして、本市におきましては、6月に開催されました第1回総合教育会議におきまして、次期教育振興基本計画をもって、教育に関する大綱とするという方向性が決定されたところでございます。

そこで大綱に位置づけることとなります次期教育振興基本計画の考え方につきまして、概要を資料に基づき説明をさせていただきます。

下側のスライドですが、まず本計画の基本的事項についてです。教育基本法第17条において国は教育の振興に関する施策の基本的な計画を定めることが規定をされておりまして、これまで、平成20年7月に第1期教育振興基本計画、また、25年6月には第2期の計画が策定されております。

一方、各地方公共団体にしましては、国の計画を参酌し、それぞれの地域の実情に応じた教育の振興に関する施策の基本的な計画を定めるということが、努力義務ではありますが、規定されておりますことから、本市では平成22年3月に高松市教育振興基本計画を策定したところであります。

現計画の計画期間は22年度から27年度の6年間で、今年度末でその期間が終了いたしますことから、国の第2期の計画を参酌するとともに、本市の現状や課題も踏まえまして、次期高松市教育振興基本計画を新たに策定しようとするものでございます。

次に2ページを御開きください。上側のスライドで、計画の位置づけでございますが、この計画は高松市総合計画の教育に関する分野別計画とするとともに、先ほども申しました「教育に関する大綱」としても位置付けるものでございます。

また「計画の対象とする範囲」でございますが、本市教育委員会所管の学校教

育を中心に生涯学習に関する施策を新たに加えたものいたします。

下側のスライド「計画の期間」についてでございますが、第6次高松市総合計画との整合性を図るため、28年度から35年度までの8年間といたします。

また、様々な状況の変化により、また、国・県の動向も見ながら、見直しの必要が生じた場合においては、適宜、見直しを行うものとします。

3ページをお願いします。上側のスライドの「計画策定に当たっての現状と課題」を御覧ください。「我が国の教育を取り巻く状況」でございます。

急激な少子化・高齢化の進展によりまして、人口減少、経済規模の縮小等の問題が懸念されております。これらの課題を克服していくために、今地方創生の取り組みが全国で求められているところでございます。

また、地域社会のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下や家族関係の変容等が、模範意識の低下といった教育上の問題の一因にもなっています。

また、格差の再生産・固定化等、様々な課題がある中で、社会全体の今後の一層の発展を実現する基盤でもあります教育が果たす役割というのは重要となっていると考えております。

次に下側のスライドの「本市教育の状況（現状と課題）」でございますが、本市の直近の5年間の人口は、約42万人台で横ばいとなっておりますが、今後、減少傾向になると見込まれておりまして、11歳以下の人口についてみますと、直近5年間はすでに減少傾向に移行している状況でございます。

次に「学校教育」の現状と課題でございます。これからの説明の中で、時々アンケート結果を引用いたしますが、このアンケートにつきましては、昨年11月から12月にかけて、今回の計画策定の参考とするため、小中学生、保護者、教員等に対して実施したものでございます。

次の4ページを御開き下さい。4ページ上側の「学力」についてでございます。本市ではこれまで少人数学級や特別支援教育、英語教育の推進など、子どもたちの学力向上に取り組んで参ったところでございます。

全国学力・学習状況調査では、小学校・中学校ともに、国語、算数（数学）におきまして、全国平均正答率を上回り、全国の上位に相当する結果でありまして、また、「基礎的・基本的な知識・技能」につきましては、概ね定着している状況であります。一方「思考力・判断力・表現力」については課題がみられるところでございます。

また、学力の二極化を改善し、総合的な学力向上を図っていくことが課題となっております。

下側のスライド「豊かな心と体」についてでございますが、本市では学校現場で問題行動の未然防止、早期対応のため、スクールソーシャルワーカー等の配置や適応指導教室の運営、体験活動を通じた豊かな感性の醸成など、子どもたちの心

身の健康保持に取り組んでいるところであります。

現状・課題といたしましては、アンケートの結果では、確かな学力の他に、人権や命を大切にする心や、礼儀や善悪を判断する力、また、社会で他者と良好な関係性が構築できるコミュニケーション能力の重要性を考える保護者や教員が多くいる状況でございました。

また、全国学力・学習状況調査におきまして、「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒が、全国平均より少なく、自尊意識、自己肯定感について課題が見られるところでございます。

また、いじめの認知件数は減少傾向にありますが、いじめに繋がる可能性のある事案というものが依然として発生しておりまして、「ネット上のいじめ」の深刻化など、困難な事例も見受けられます。

また、体力の面では、全国体力・運動能力、生活習慣等の調査において、体力合計点では、小学5年男女、中学2年男子が全国平均を下回っている状況でございまして、体力向上や運動の習慣化が必要となっております。

次の5ページの上側の「教員の資質向上」についてでございますが、本市では、教職員の経験年数に応じた研修を充実させるなど、教員の資質向上と教育指導体制の充実に取り組んできております。

課題といたしましては、教員の意見として、生徒の個に応じた、自らの学習指導力や、柔軟な対応に課題を感じておりまして、児童生徒・園児の道徳性の向上等につきましても重要性を感じているという状況でございます。

また、教員の中に業務量の多さを挙げる声もございまして、市費講師等の配置拡充を通しまして、教員の業務負担の軽減を図り、継続して指導を充実していくことが課題となっております。

次に6ページの上側を御覧ください。「学校教育環境」についてでございますが、26年度までに、小中学校全校に空調機が設置をされまして、この27年度をもって本市内の小中学校の校舎の耐震化工事が終了する予定となっております。

課題といたしましては、校舎の老朽化が進んでおりますことから、今後、施設の長寿命化に向けた老朽化対策というものが必要となっております。子どもたちが安全で安心できる教育環境の整備を計画的に行っていく必要がございます。

下側の「子どもの安全確保」についてでございます。本市では、子どもが被害に遭う事件や事故など、子どもの安全が脅かされる事案が多く報告されておまして、学校、家庭、地域及び関係機関が連携するとともに、スクールガード・リーダーの配置など、子どもの安全を確保するための対策に取り組んでいるところでございまして、引き続き、関係機関と連携を図るとともに、ボランティアなどの協力を得ることや子どもの交通事故防止に向けた効果的な交通安全対策というものが必要となっております。

7ページ上側の「青少年の健全育成」についてでございますが、自然体験等の

学習活動の機会の提供や、スポーツ大会等のイベントの開催のほか、青少年の非行防止のため補導活動や相談体制の充実など、総合的な対策を行っているところでございます。

課題といたしましては、近年、子ども会の入会率が60%前後で推移しておりまして、今後、より多くの子もたちが入会することで、地域の結びつきを強化していくことが求められているところでございます。

下側のスライド「家庭・地域の教育力」についてでございますが、本市では、「スマイルあいさつ運動」や学校サポート委員会を組織し、地域の教育力を生かして、児童・生徒の健全育成を図るとともに、家庭教育の情報提供や子どもを中心とした地域交流事業など、家庭・地域の教育力向上に取り組んでいるところでございます。

課題といたしましては、小学生・中学生ともに地域行事への参加割合は全国平均を下回っているという結果もございまして、家庭、地域、学校が相互に一層連携をして、地域ぐるみで子どもたちの成長を促す教育力を向上させることが課題となっております。

次に8ページを御覧ください。上側の「生涯学習」についてでございますが、本市では、生涯学習センターや地域のコミュニティセンターで開催する講座を充実させ、市民の学習ニーズに応えるとともに、学習の場や交流の場の提供に取り組んでおりまして、また、「ともに学び・支えあう、地域力を育む生涯学習社会の創造」を基本目標としまして、生涯学習基本計画に基づきまして、総合的かつ体系的な生涯学習の推進に取り組んでいるところでございます。

課題といたしましては、市民一人一人が、社会の中で豊かな人生を送るためには、社会の変化や多様化に常に対応できるよう、生涯にわたり学び続けることが求められているところでございます。

下側のスライド、「第1期計画の成果と今後の課題」でございますが、成果の主なものとしていたしましては、良好な学力は維持できているとともに、いじめ・暴力行為の発生件数はいずれも減少いたしております。また、学校施設のハード面につきましても耐震化や空調機器の設置がすべての学校で完了し、学習環境が向上するなど、一定の成果が認められるところでございます。

課題の主なものとしていたしましては、「思考力・判断力・表現力の向上」や「思いやりの心や自尊意識等の育成」、「運動習慣への改善への取り組み」また「学校・家庭・地域の連携強化」が挙げられるところでございます。さらに、グローバル化が進んでいく中で、異なる習慣や文化の人々と共存する資質が求められるところでございまして、「英語教育の充実」も課題として挙げられます。

次に9ページの上側を御覧ください。次期教育振興基本計画の「基本理念」でございますが、本市の教育の状況を踏まえるとともに、第1期計画との継続性も考慮いたしまして、第1期計画の基本理念であります「確かな学力と豊かな心を

はぐくみ 夢にむかってたくましく生きる人づくり」を引き続き次期計画の基本理念といたしたいと考えております。

下側のスライド、次期計画の「基本目標及び施策体系」でございしますが、基本理念のもと、「学校教育の充実」「学校教育環境の整備」「子どもの安全確保」など、6つの基本目標と13の施策の基本方向といたしております。

基本目標につきましては別紙のA3サイズの施策体系を御覧いただければと思います。

左から基本目標、施策の基本方向、具体的な施策の展開、といたしております。基本目標の「学校教育の充実」では、3つの施策の基本方向を掲げておりまして、「確かな学力の育成」では総合的な学力の推進を図るため、少人数学級の推進やきめ細やかな指導に取り組むとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの教育や指導を充実させます。また、グローバル化の社会環境の変化に対応できるよう、英語教育や情報教育等を推進いたします。具体的な施策といたしましては、「総合的な学力向上の推進」や「キャリア教育の推進」など、7項目でございませぬ。水色で網掛けをいたしております「英語教育の推進」と「情報教育の推進」は今回、新たに加えた項目となっております。

施策の基本方向の「豊かな心と体を育てる教育の推進」では、運動に親しむ習慣づくりや、望ましい生活習慣の定着を図り、心身の健康の保持増進に取り組めます。また、道徳教育を充実させるとともに、小中一貫・連携教育やふるさと教育の推進などを通して、規範意識、他人を思いやる心などの、豊かな心と体を育てる教育の推進に取り組めます。なお、「ふるさと教育の推進」を新たに具体的な施策の展開として加えておりまして、これは郷土に愛着や誇りを持つことで、ふるさとを良くしていこうとする態度の育成や、夢や高い志を育む教育を推進して行こうとするものでございませぬ。

施策の基本方向の「教員の資質向上と教育指導体制の充実」でございしますが、子どもに向き合う環境づくりを推進するとともに、研修を充実により教員の主体性や専門性の向上を図るほか、開かれた信頼される学校づくりに向け、教員の資質向上と教育指導体制の充実に取り組んでまいります。

次に基本目標Ⅱの「学校教育環境の整備」では、施策の基本方向として「学校教育施設の整備」を1つ挙げておりますが、学校施設の老朽化が進んでおりますことから、維持管理コストを抑えながら長寿命化を図り、良好な教育環境を維持するために、「学校施設整備計画（仮称）」を策定するなど、総合的な学校施設整備に取り組んでまいります。

また、ICT機器や教育成果の活用など、教育機能の充実と就学支援の充実にも取り組んでまいります。

基本目標Ⅲの「子どもの安全確保」におきましては、子どもたちを事件、事故、災害から守っていきます。施策の基本方向といたしましては、「子どもの交通安全

全対策の推進」を加えております。これは子どもが登下校中に事故の被害に遭うことが、昨今多発しておりますことから、今後、その対策を充実していく必要があることからでございます。

次に基本目標Ⅳの「青少年の健全育成」におきましては、施策の基本方向として「子どもの体験活動の充実」、また「青少年の健全育成の推進」として、地域や関係機関等との連携をより一層密にし、補導、相談など、総合的な健全育成活動に取り組むとともに、情報モラルの教育についても推進してまいります。

次に基本目標Ⅴの「家庭・地域の教育力の向上」におきましては、家庭・地域・学校が連携し、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を促す教育力を向上させます。今後、学校運営において地域の協力の必要性が高まっております。また、現在、低下しております家庭の教育力の向上も大きな課題でございます。施策の基本方向として「学校・家庭・地域の連携強化」、そして「家庭及び地域の教育力向上の推進」として展開をしていきまして、その充実をさらに図ってまいります。

最後の基本目標Ⅵの「生涯学習の推進」におきましては、施策の基本方向として「学習機会の充実」、「学習施設・機能の充実」として施策を展開し、生涯学習の意欲を高めるとともに、気軽に学習できる環境をつくってまいります。

スライドの資料に戻っていただきまして、最後のページでございます。上側のスライドですが、次期計画の基本理念であります「確かな学力と豊かな心をはぐくみ 夢にむかってたくましく生きる人づくり」、この実現に向けまして、今後、特に力を入れて重点的に取り組む施策を「重点取組事項」として掲げておりまして、7項目、「学力の向上」「豊かな心の育成」「体力の向上」「生徒指導の充実」「教員の指導力の向上」「教育環境の充実」「学校・家庭・地域の連携強化」、この7つの重点取組項目を置いておりまして、本市が抱える課題と深く関係していますことから、この実現に向け、特に留意をしながら施策を進めていきたいと考えております。

下側のスライドの「計画策定のスケジュール」についてですが、本日の協議を踏まえまして、計画素案を策定し、教育委員会の定例会を経て、その後、計画策定の懇談会、市議会の教育民生調査会、パブリックコメントにおいて御意見をいただきながら修正を加えまして、計画案を作成してまいります。来年1月末頃の、第3回総合教育会議におきまして、計画案の内容を検討した上で、3月末までには新しい計画を策定していきたいと考えております。

以上で計画策定の考え方について説明を終わります。

- 市長 ただ今、事務局の方から「次期高松市教育振興基本計画（教育に関する「大綱」）策定の考え方について」の説明がございましたが、これにつきまして御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いします。

- 教育委員長 学校教育関係につきましては、将来的には校舎の耐久性という問題も出てきますので、これは8年の計画となっていますが、将来的にもっと長い目で見た状態でも見ていただければと思います。

学力につきましては、おおむね高松市は良いという成果が出ておりますので、それに慢心することなく、引き続き向上に努めていく必要があると思います。
- 教育委員 隅々を網羅した基本計画であると思います。ただ、計画の期間が結構長いので、その時その時に応じた、力の入れるところの具合を、これから密に話し合いをして進めていく必要があると思います。
- 教育委員 学力は小・中学校ともに、国語、算数、数学が全国平均を上回っていますが、国語には表現力、道徳とかが関係してきますので、国語はいかに大事かということ、これを見ながら感じるところです。子どもたちへの教育、先生方の御負担、御足労を願わなくてはと思うのですが、もっと国語力を充実していくべきではないかと思います。
- 教育委員 非常に今後の課題や重点取組事項に即した形で次期計画が丁寧に作られていると思いますので、この形で進めていただければと思います。
- 教育長 事務局に確認ですが、今、説明いただいた内容が骨組みになって、次回お示しするときには、ある程度冊子に近い状態のものが出てくると解釈したらよろしいでしょうか。
- 事務局 今回は基本的な考え方ということで、主だったところを説明させていただきましたが、次回につきましては冊子の形で、もう少し各論も入ったものを御協議いただけたらと考えております。
- 教育長 今回、A3の資料の網掛けの部分ですが、新しい本市が今までやってきたものも加えて、「ふるさと教育」、「英語教育」、「子どもの交通安全対策」等、力点を置くものをさらに付け加えて、内容が充実していく方向になっていまして、非常にいいかと思います。
- 市長 A3の資料の真ん中の「施策の基本方向」というのは、この文章がそのまま基本計画や大綱に文章で記載されるのですか。
- 事務局 計画の中でそういった表現をしていくというたき台的なものですので、御意見やここをこうの方がいいという御意見がありましたら、御指摘いただければと思います。
- 市長 気になりましたのは、一番上の「学校教育の充実」というのは基本的なもので、総論的なものなのかもしれませんが、その中で「確かな学力の育成」はある程度、書き込まれているのですが、具体的な施策の展開で施策が一番多い「豊かな心と体を育てる教育の推進」の書き込みが量的にも少ないし、薄いのかなと思います。

特に高松市の場合は、教育が知育、体育、徳育でありましたら、学力的にはある程度良いですけれども、体育、徳育が少し足りないという評価をしているわけ

ですから、これから力を入れるのはこの「豊かな心と体」を育てるで、ここをより学力以上に力を入れていくという意気込みを示す意味でも、ただ量だけの問題でもないですけれども、量的なものを書き込みみたいなものがもう少しあればという感じはしました。

- 教育長 教育の分野、セクションでいいますと、御指摘の豊かな心の部分は内容が多いのですけれども、書き込みが少ないですので、具体的な施策の展開の全体の1番から11番を網羅した内容に表現を変えていきますし、実際の施策にも、少し力点を置けるような形にしたいと思います。
- 教育委員 重点取組事項というのが、最終の資料の10ページにあります。この重点取組事項というのは計画の施策体系のどこかに当てはまるというのは出てこないのですか。
- 事務局 綺麗に、右側の具体的な施策の展開に当たるものと、複数当たるものがあります。例えば「学力の向上」であれば、「総合的な学力の向上」と一致しますが、「豊かな心の育成」になりますと、「道德教育の推進」、7番の「小中一貫・連携教育の推進」、「ふるさと教育」といった、一つが一つの施策とはならないのですが、もう少し工夫をしていきたいと思っています。
- 教育委員 一つ一つ見ればこれがこれに当たるのかなと思いますけれども、重点取組事項として7つ掲げていますので、施策のどこに当たるのかと探す場合に分りづらいと思います。
- 市長 37つの具体的な施策の展開の施策と重点取組事項で重点的に取り組む施策と施策の意味が少し違うと思います。
重点取組事項で示しているのはこれとこれというのは分かるようになりますか。
- 事務局 何らかのどれが重点かというのが、今後の計画で一覧で見たときに、分かるような工夫をしていきたいと思っています。
- 市長 それでは一通り御意見も頂いたようでございますので、今後は基本的にはこの考えで進めながら、今、意見を付けた部分について若干の御配慮をしていただければと思います。
大枠はこの進め方でよろしいでしょうか。

(原案のとおり承認)

- 市長 御了承を頂いたということで進めていきます。
続きまして、協議調整事項2の「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の連携について」協議をさせていただきたいと思っています。
まず、事務局の方から説明をお願いします。
- 事務局 子育て支援課の多田でございます。座って説明させていただきます。
子育て支援課の方からは、本市におけます放課後児童クラブの現状などにつき

まして、御説明をさせていただきます。お手元のA4判、横使いの資料、1ページをお願いいたします。

まず、1の「背景」でございます。少子高齢化が進展する中、国におきましては、女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、安全で安心して児童を預けることができる環境を必要としております。

しかしながら、小学校入学後の児童の預け先が見つからず、母親の就業が途切れる「小1の壁」と言われるものが、全国的に発生しておりまして、その対策といたしまして、国の方では、放課後児童クラブについて、平成31年度末までに、約30万人分を新たに整備することといたしております。

一方、本市におきましても、児童クラブへの入会希望が、受入枠を上回り、都心地区や中部地区を中心に待機児童が発生している状況でございます。

このため、今年度からスタートいたしました、高松市子ども・子育て支援推進計画におきまして、この計画を前倒して実施することも念頭に置きながら、31年度までの5年間で施設整備を進めまして、待機児童を解消することといたしております。

下段、2の「放課後児童クラブとは」でございますが、御承知のとおり、この事業は、労働等により、保護者が昼間、家庭にいない児童を対象といたしまして、小学校の余裕教室や学校敷地内の専用施設、また、児童館などを利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るものでございます。

今年度からは、児童福祉法の改正によりまして、対象が全ての小学生に拡大されたところでございまして、本市におきましても、定員に余裕のある児童クラブにつきましても、入会が可能な状況となっております。

2ページをお願いいたします。3の「本市の児童クラブの状況」でございます。

まず、(1)の「公設クラブの開設状況」でございますが、本市におきましては、男木、庵治第二を除きます、46の校区で児童クラブを開設しておりまして、来年4月の見込では、川島校区、及び児童館を利用してあります川東、香南校区の合計3校区以外は、全て学校敷地内へ設置いたしております。

(2)の「待機児童の状況」でございますが、この表は、毎年、5月1日現在の状況を表したものでございます。

4年間で約400人分の定員の増加を図っておりますものの、今年の待機児童数は、公立が162人、民間が21人の合計183人となっております。また、児童クラブの実情を踏まえ、全体の約3分の1の校区につきましても、5、6年生への募集を保留している状況でございまして、待機児童が既に発生している状況から、申請を見送っている児童、保護者も含めまして、相当数の潜在的な待機児童が推測されるところでございます。

(3)の「高松市子ども・子育て支援推進計画」でございますが、これは、計画のうち、放課後児童クラブの事業計画部分を抜粋したものでございます。

①の「量の見込み」は、この計画を策定する際に行いました、保護者へのアンケート調査の数値でございます。

また、②の「確保量」は、その下にあります「確保の内容」に記載した施設整備、具体的に申しますと、31年度末までに、公立で30教室、民間で5教室でございますが、これによりまして、児童クラブへの入会が可能となる児童数を表しております。この結果、最下段の▲で表しております数値が、待機児童数の見込みでございます。

なお、民間の事業展開を促進するため、これまでの運営費補助に加えまして、今年度からは、新たに、民間が行う施設整備助成制度を設けているところでございます

次に、3ページをお願いいたします。

4の「児童クラブ整備に当たっての課題」でございますが、学校は、放課後も児童が校外に移動せずに、安全に安心して過ごせる場所であることなどから、施設整備に当たりましては、教育委員会との連携体制の下、まずは、放課後児童クラブに転用可能な教室の活用を図ってまいりたいと考えております。

これによる対応が困難な校区につきましては、今後の児童数の推移や、学校施設の現状を踏まえ、専用施設の整備を検討することといたしております。

しかしながら、これまでの学校との協議の中におきましては、児童クラブに転用可能な教室が不足しておりまして、その対応に困難を来しております。また、教職員の方におきましては、児童クラブの活動中におけます、学校敷地内での事故などにつきまして、責任の所在を不安視していることが伺えるところでございます

このような状況を踏まえまして、本日の総合教育会議におきましては、今後のクラブ整備に当たり、校舎内の教室の有効活用とともに、例えば協定の締結など、それに向けた方策について、御協議をお願いするものでございます。

なお、参考といたしまして、昨年、厚生労働省及び文部科学省の関係局長の連名で通知のありました「放課後子ども総合プラン」の一部を参考として、その下に掲載しております。

簡単でございますが、説明は、以上でございます。よろしく願いをいたします。

- 市長 ありがとうございます。ただ今、説明がございました放課後児童クラブのあり方につきまして、御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。
- 教育委員長 これはなかなか一長一短にはいかないというのが、最初の印象でございましたが、最初の教育振興基本計画の資料の3ページにありますが、我が国の教育を取り巻く状況ということで、雇用環境の変容や家庭関係の変容ということで、子どもを預かる数が減ることはなくても、増える一方で、それはよく分かり

ます。

ただし、安易に学校の中の設備を使って行うことに関しては、慎重にすべきであると思います。学校現場はあくまで教育の場として、そこへ預かりという形で、現状は正確に把握されていると思いますが、教育的配慮が十分ではないのではと感じております。また、学校の中でやるという場合は、どこが責任をもってやるかということはかなり明確にしておかないと、学校現場が回っていかないのではないかと考えられます。

それから、学校現場というのは学校教育の場でもありますが、地域における公的な重要な財産ですので、地域で活用することは非常に大事なことだと思います。それはいいと思いますが、安易に空き教室があるということに関しては、私たちが現場で見ている状態と子育て支援課の認識とでズレがあるのではないかと考えられます。

預かりのところでどの程度の質を求めているのか、単なる子守でいいのか、教育的配慮も含めて考えているのかということですが、いきなり協定ということは、かなりハードルが高いと思います。

まず、責任体制をどうするのか、それから、あくまでも学校は学校教育の場ですので、そういった点を踏まえていろいろなことを考えていかないと、教室を使ったらどうかと、そう簡単な話ではないような気がします。

- 市長 ありがとうございます。事務局の方から何かありますか。
- 事務局 今も高松市の放課後児童クラブの設置場所の現状を見ても、学校の校舎内、いわゆる余裕教室というものを活用しているところが20か所あります。
- 教育委員長 余裕教室の定義が、学校現場ときちんと摺合せができないといけません。
- 事務局 余裕教室という言葉の定義のところは各自治体により、いろいろな解釈がありますので、学校の教室を転用してお借りして教室ということ。そういうところが20か所と、敷地内にプレハブを設置しているところが25か所ということで、現状としてはこのような実情があります。

今回、例えば協定という案を例示として記載していますが、学校の先生方におかれましても、仰られるように、その事故の責任がもう一つ明確でないと、そういう取決めみたいなものがあればという声もお聞きいたしておりますので、例えばこういう教育委員会と市長との取決めみたいなものも一つの例として考えられるのではないかとことです。

- 教育委員長 それはいいと思うのですが、やはり各学校の規模とか、かなり差があります。例えばプレハブを作って、それによって遊び場がなくなる、教育の質が落ちるという可能性もありますので、取決めがあっても、細かいところは各学校に応じてやっていかないといけないと思います。

- 市長 委員長が仰るのはもっともだと思います。ただ、一方で小学校に上がった後の子どもの放課後の預かりをどうするのかというのは、地域の大問題ですし、今から重点的に力を入れていくべき事業であるわけです。

いかにして上手く学校側と福祉の施策側が調整しながらやっていけるかが、個々の学校によって状況も違いますし、学校施設の状況自体も大きく違いますし、学校の先生の考え方、あるいは地域との付き合いみたいなもので変わってくると思いますので、言われるように個々の学校において、細かな取決めといたしますか、議論、協議というのは必要と思います。

ただ一方で、大原則として高松市の場合はこういう形でやりますよというような基本的な考え方も今のところないわけです。それがしっかりしないといけないということで、その辺の個々の学校の状況というのは、個々でそれぞれやっていくとして、全体の高松市としての考え方として、市長と教育委員会が一応こういう大きな枠組みで学校施設を活用させていただきながら、放課後児童クラブを運営して行きましょうという、枠組みの協定を作るというのも一つのテーマであります。それが無いことには、なかなか個々の学校でいろいろな問題が起きたときに、それを上手く解決していくことができないのではないかということで、市と教育委員会と協定を結ぶのはどうかという御提案をさせていただいています。

- 教育委員長 趣旨はよく分かります。私のところも従業員で子育て中の方が2人いるのですが、放課後児童クラブがないと仕事が成り立たないということで、必要性はあると思います。大きな枠組みは確かに必要であると思いますが、その場合、かなり縛るようなことをやると現場としては上手くいかないのではないかと思います。そここのところは現場を見ていきながら、やっていく必要があるのかなと思います。

- 市長 基本的に市と教育委員会の全体の協定で盛り込む事項は、やはり今言われたように、現実の必要性として、児童が校外に移動せずに、安全に過ごせる場所ということで、市長部局と教育委員会が立場を超えて、放課後対策で連携して取り組みましょうと、そのために放課後児童クラブを円滑に運営して行きましょうという合意の基に、一番大事なものは、事故があった場合の責任をどうするかですけれども、今、こちらが基本的に考えていますのは、放課後児童クラブ利用中に児童に事故があった場合、又は放課後児童クラブ利用中の児童及び支援員等に起因する事故があった場合は市長部局が責任を基本的には負いますということです。

あるいは、放課後児童クラブに対する保護者等からいろいろと苦情、要望があります。そういうものに対しては教育委員会と連携は必要ですけれども、基本的には市長部局において迅速かつ適確に誠意を持って対応しますというような協定を結んで、それを基に個々の学校は個々の学校で状況に応じて、また細かな協議が必要であれば、協議をしながら、役割分担や責任体制を取り決めていきます。

○ 教育委員長 今、施設の中で従事されている方がおられますが、立場とか質、採用の仕方などはどのようになっていますか。間接的に聞くところでは、単なる見守りみたいな感じのところもあるとも思われますが。

○ 事務局 身分といたしましては非常勤嘱託職員ということになってはいますが、採用に当たっては、教員免許であるとか、一定の資格が必要となっています。

以前は資格の部分はもう少し緩かった時期がありましたけれども、ここ数年はそういう形で採用しております。

○ 教育委員長 何かあった時、学校現場でトラブルがあった時に安易に学校の先生に頼るとか、責任問題に対する捉え方についての教育はどのようにされていますか。

○ 事務局 支援員に対しましては、年間かなりの研修を実施しております。最近の傾向として、発達障がい児という児童も全体で150人もの数がおりますので、それに対する研修、特別の研修内容も盛り込んで、定期的を実施しております。

○ 教育委員長 特別支援という言葉が出たのですが、それに対しての配慮について、支援員の方の質がもう一つかなと聞くこともありますので、研修をやったというだけでは、少し実際の現場の捉え方と乖離があるかもしれません。

○ 事務局 放課後児童クラブと学校施設との管理運営の話でどういうことかということですか。敷地内ですので、全体的には学校長の管理下にあり、その中の一部分、教室を貸してもらうというのが一般的です。それとプラス、学校の運動場の中で整備をしているということで、2階建ての施設を作って、そこで管理をしては、そこについての管理については、市長部局の方で管理をしましょう、責任を明確化しましょうということが、今回の協定書の趣旨です。

今まではそこがはっきりしていないにもかかわらず、実態として子どもを学校の施設内にいて、そこで学校の先生方と責任の明確化がはっきりしていないので、どちらかという学校としてもなかなか受入れにくいという状況がございました。

そこを何とか受入れができるというようにということで、今回、明確化しよう、大まかにその責任は市長部局の方で見ますよというような方針を協定書の中で謳えないかということで考えております。

なおかつ、今現在、既に3千何人という子どもがいますし、43の学校の中で放課後児童クラブを設置して、子どもが実態としておりますので、その子たちを今から出すわけにはいきません。その子たちの安全、管理運営上、学校とのトラブルができるかぎりないようにするにはどうしたらいいのかということで、国の方も全国的にこのようなトラブル、問題点がいろいろとありますので、放課後総合プランという中で、教育委員会と十分協議して、協定書という形で明確化して、トラブルができるだけないようにしてくださいという方針が出されておまして、先行している市では既にやっているところもあります。

その内容については、一般的には大まかには決まっていますけれども、個別に

つきましては、今度、高松市は高松市独自で決めていく必要があると思います。基本的な方向としては、できるだけ支障がないように考えた案でございます。

- 市長 御懸念が一番大事なところですが、今は協定もなにもないような状況の中で、学校の中に設置してやっているものですから、いざ事故が起こったら、学校の施設の責任者は校長だという話になって、教育委員会に責任があるということになってしまいます。
- 教育委員長 管理者に責任があると受け取れるのですけれども。
- 市長 放課後児童クラブで運営をやっていく以上は、施設で事故等があった場合は、放課後児童クラブ、市長部局で責任を持ちますということです。
- 事務局 そういう方向をはっきりしましょうという内容を素案として、考え方として持っているということです。
- 教育委員長 確かに総論的には必要であると思いますが、教育現場の教職員の方も一杯仕事を抱えています。一番大事なのは、昼間は学校教育の場ですので、そこに影響を及ぼすような事態は避けなければならないと思います。そういう配慮を十分含んだ協定に持っていかないといけないと思います。
- 事務局 学校の先生といろいろと話をする中で、保護者の方にとれば、先ほど私が申しましたように、学校の敷地の中に殆ど放課後児童クラブがあるということで、例えば事故の話、トラブルの話に対する苦情とかがあれば、たまに直接学校の方に入ってくるとことをよくお聞きします。
今回の一つの案として、協定でそこを明確化することにより、学校の先生方にとっても、その処理というのがやり易いのではないかとということも含めて、今回、協定という案を出させていただいています。
- 教育委員長 一般の市民の方は、学校授業の延長といった認識を持っておられるのではと思われるところもありますので、そこを、市の方で市民に周知するという意識を持っていただければと思います。
- 市長 ただ、いずれにしても子育て支援の充実ということで、しかもワークライフバランスの実現ということで、放課後児童クラブというのは、実際に高松市では待機児童がこれだけ出ている状況ですので、増やして、充実していかなければなりません。その時に、今曖昧になっているところの、事故に対する責任、あるいは苦情、要望の窓口、この辺については基本的に学校とは切り離して、市長部局の方で負いますという協定を全体で結んで、個々の放課後児童クラブのあり方というのは個々によって、こちらの方でもそれぞれにカルテを作るように言っているのですけれども、状況がどうなって、課題でどういうことがあるのかというのをきちんとした上で、現場の方で学校側とクラブ側が話をし、上手くやっていただけるように持っていかれたらと思います。

それからもう一つ、委員長が言われたように支援員の資質向上というのも常に図っていかなければなりません。これからまた、どんどん広げていきますと、ど

うしても支援員の資質も落ちかねませんので、その辺りは研修の充実というのを今まで以上にやってカバーしていくということを十分に考えていかなければなりません。

- 教育委員長　今の支援員では、発達障がい児に十分には対応できないのではないかと思います。
- 教育委員　逆に言いましたら、今まで責任がそちらにありますよということが、なかったということが驚いたぐらいです。
- 事務局　違います。あります。それが今まではっきりしていなかったのです。
- 教育委員　今、学校側を巻き込んでいる事案がたくさんありますので、そういうはっきりさせるといふことに、もっとしっかりしたものであれば、それは中身を教育委員会と市長部局が話をして、それはそれでいいと思います。

私としてのお願い、希望ですけれども、川島の放課後児童クラブができたときに、ちょうど私が子育てしていた時ですけれども、あの時に学校は運動場も貸しませんと大問題になりました。それまでは子どもたちが運動場で遊んで帰っていましたが、怪我があって、その処理の時にどこに責任があるのかと、とても揉めまして、放課後は運動場は貸しませんということがあったので、川島小学校は外に借りました。

そこで運営を頑張っていたのですが、現在は、それが学校の中にあるありきの協定になっていますので、それこそ高松市の施策として空き家対策とかしていますが、そういう所にこの放課後児童クラブを移して、学校の周りの空いているところを、そこで質の良い指導員を置くような方向でいきますとお互いにとてもいい環境になるのかと思います。

もちろん、預ける保護者の方も学校の中で預かってくれたらいいと思うのですが、それが次の日に教室の物や道具で溢れているとか、トイレが汚くなっていたということも良く聞きまして、本当にそこだけの責任ということになりますと、今後、学校の敷地外に必要になってきますので、そのようなことがないように考えていくということをお願いします。

- 市長　ただ、今、現状として学校の敷地内に43か所ありますので、しかも、保護者の方からも学校の中にいる安心感みたいなのところもあります。これを基本的に学校の外を原則として、切り離すということは難しいと思います。

例えば、太田で学校の隣接地を新たに購入しまして、今、プレハブで校舎に引っ付いているものを、移転するという話もありますので、そういう対応できるものについては個別に対応していくべきではないかと思います。

あとはやはり、ある程度は学校の中にある現状がありますので、それを前提として、その上で事故が起こった場合の責任分担とかPTAや保護者からの要望、苦情の窓口もきちんとこうしますよという協定を結ばせていただければと思います。

- 教育委員 とても基本的な問題ですけれども、掃除ができていないことが次の日に見られることがあります。
- 市長 逆に放課後児童クラブと言えば学校の校舎の中のトイレは使わせてくれず、外の遠いところにあるトイレにしか行けなくて、それが非常に不便で、しかも学校施設の中でも改修が遅れているので、とても汚いという声があります。
その辺りは市の予算を付けていないからというところもありますが、そういう苦情もあります。そういうところを総合的に解決していかなければならないと思います。
- 教育委員 数字の話になりますが、校舎の中の別部屋を貸してほしいと、その部屋で使う電気代、またトイレを使用するとなれば紙代、水道代が要ります。そういう負担はどうなっていますか。これは非常に細かいことですが大事なことです。学校の施設内ですから、学校の年間の運営費の中からそれを払っていかねばならないという負担もあるということでしょうか。
- 事務局 現状といたしましては水道光熱費につきましては、学校教育費の予算の中で支出をしていただいております。
- 市長 教育費を放課後児童クラブが上乘せして予算化していませんので、それは改善しなければなりません。また、協定の話に戻りますが、その辺りについては市長部局側で責任を持って予算措置はしますということをきちんと決めておいて、やるべきではないかということも相談しておきたいと思います。
- 教育長 管理責任上をどちらにあるかを明確にするといいますけれども、実質上、放課後児童クラブの中で仮に事故が起きた、子どもがけがをした、何かが壊れたといった時に、例えば夜に先生はシャッターを下ろして、入口は閉めて、他から入れないようにしていても、事故があった時に、職員室には電気が点いていると、先生がいると、子どもがけがしているのですから先生としては見捨てておけない、管理責任外ですから知りませんということは絶対にできません。そうなりますとすべて関与していかなくてはならないということになります。
壊れた時や、けんかした時や、あるいは保護者対応の時とかに先生が関わらざるをえないような状況になっています。ということは裏返せば、先ほど出ておりました支援員の指導力の問題で、そういうことがあったときにどう対応するか、保護者との対応とか、例えばガラスが壊れたのであれば、ガラス屋さんに電話して、ガラスを入れに来てもらうことも必要ですし、学校の先生が日頃、様々な教育活動の中で起きていることに対する対応と同じような対応をできるような方であればいけないと思います。それはオールマイティでなくてもいいですが、担任ができるぐらいの感じの指導者でないと難しい部分が出てきます。
大半のところでは問題ないのですが、問題が起きたときに、その処理に非常に難しい部分が、小さな管理責任の問題で言うとそのような課題が出てくるかと思っています。

ただ、市長さんが仰るように、子育て支援という方向性はやはり今、教育委員会としても、しっかりと応援をしていかなければならないという視点はしっかりと持っていなければならないと思います。

協定という話に一拳に行っていますが、今の問題も含めて詰めていったらいいのは、一つは施設、設備上の問題でどんな問題が、高松市の放課後児童クラブと学校にあるのかということ拾い出してみる。それと同じように、管理上の問題でどういう問題が放課後児童クラブと学校との間であるのかということ抜き出してみる。同じように運営上の問題でどういう問題があるのかということ抜き出してみる。もう一つ、指導上の問題でどのような問題があるのかを抜き出してみる。それらを抜き出してみて、果たしてそれを網羅できるような約束事ができるかどうか。

この4つの視点でどのような課題があるのかをしっかりと拾い出して、それをどう子育て支援に向けて、協力をしていくことができるかという視点で見なければなりません。

最初の施設上の課題でいきましたら、余裕教室の問題もあるでしょう。それで余裕教室とはどのような部屋を余裕教室というのか。例えば、校長は使っていると思っている教室が、外から見たら空いている部屋があると思われる場合もありますので、その辺りの認識の違いもすり合わせていく必要があると思います。そのようなものを細かく、施設上、管理上、運営上、指導上と拾い出して行って、それからしっかりと大きな枠で詰めてからが、一番いいのではないかと思います。

- 事務局 教育長さんや、皆さんが仰る内容は御尤もだと思います。ただ、この背景は現在、既に放課後児童クラブに子どもがいます。その子たちをどうするのかという、このまま何もなくていくのですか、というところに行きつくのだろうと思います。

いろいろと問題を言えばきりがないところがありますし、全てのことについて協定書の中に網羅をするということは恐らく無理だろうと思います。今、仰ったような、個別具体的な事例を全て網羅したような細かいマニュアルを作ったとしても、それで全て100%できますかと言っても、恐らくそれは無理だと思います。

そうになりましたら、物事は考えようだと思いますが、子どもたちを学校としても、同じ小学校にいる子どもを、放課後だから教育と関係ないから関係ないですと見るのか、自分のところの子どもであるとして、放課後も子どもを同じようにとまではいいませんが、ある程度責任を市長部局で持った上で、その上で見守りましょうという視点で見るところに行きつくのだろうと思います。そういう方向性がどちらに向いているのかによって、考え方が変わってくると思います。

- 教育委員 実際の必要性の部分があるということは分かるのですが、私も実際に放

課後児童クラブを利用させていただいて、無かったら非常に困っていたことや、最初は待機かもしれないと言われて慌てたことを思い出します。

ただ、現状、何でも学校に言えば、すべて学校が解決してくれるというような、保護者の中でも、地域もそうですけれども、子どもに関する問題は全て学校が苦情先というところや、施設の管理運営上の問題点もあります。先ほど教育長からお話がありましたように、最終的な責任の所在は市長部局の方にあるとなったとしても、保護者の側からすると、そこが明確になっていませんので、学校の方に苦情を言ったり、相談をするところがあります。

実際に、放課後児童クラブが開いているのが、平日ですと学校が終わった時間から午後6時か7時くらいまでです。日中に連絡する場合、基本的に学校の先生を通してお話をするわけです。子育て支援課の方に、保護者から「今日休みます」とか「こんなことがありました」という連絡はなかなかいかないと思います。

今後、そういう協定を結ぶとしても、保護者との窓口はどこが行うか、支援員は支援員さんで勤務時間が決まっていると思いますので、その辺はどういう形で行うのか、それから保護者との間の契約といいますか、入所するに当たって一筆書きますけれども、そこについての書類の書き方、そういったことが一つ問題になると思います。

あとは、保護者間で話をしていますと、本来学校が終わった後、公園と同じように学校の運動場や体育館が使えたらいいという話をよくしています。放課後児童クラブの人たちが使っていて、普通の人には使えないということも出てくるわけですが、放課後児童クラブを利用していない家庭が大半ですから、その人たちへの説明も必要になってくると思います。また、6年生まで入れるということで、特に収入の制限はありませんので、そうなりますと、とりあえず6年生まで入っておいて、放課後遊びたかったら体育館も使えるし、運動場も使えるので入っておこうという家庭がこれから出てこないかということも考えられるところです。

放課後児童クラブとして必要であるという部分は、本当に困っている、必要な人がいるというのは、実際そうですが、それ以外の人とのバランスや説明というところも考えていかなければならないと思います。

- 市長 はい、どうもありがとうございました。相当いろいろな問題点がより明らかになったみたいですが、今日、結論が出そうにもありませんので、これにつきましては、今後、引き続き関係者で協議調整を進めていくということでもよろしいでしょうか。

(了承)

- 市長 よろしくお願いいたします。
それでは次に協議調整事項3の「学校支援体制の充実について」協議をさせて

いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局 学校教育課の峯でございます。座って失礼いたします。

お手元の資料「学校支援体制の充実」を基に御説明させていただきます。

このことにつきましては、平成27年度の国の事業計画の中で、「チーム学校の推進」としまして、教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、学校の教育力・組織力を向上することや、教職員や専門スタッフがチームとして役割分担することで教員が子どもへの指導に一層専念できることが示されておりまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置拡充が挙げられているところでございます。

教育委員会といたしましては、これまでも、大西市長様の御理解によりまして、外部人材の積極的な配置を進めてまいったところでございますが、そのうち、スクールソーシャルワーカーにつきましては、今後、更に拡充を図る必要があるものと考えておるものでございます。

資料2枚目をご覧ください。

本市のスクールソーシャルワーカー配置事業の概要につきまして、ご説明いたします。本事業は、社会福祉士等の資格を有する者等を市内中学校に配置し、子どもが抱える問題の背景にある複雑な要因に対して、専門的な知識や技術を用い、関係機関等のネットワークを活用し、問題行動等への早期対応により、その改善を図ることを目的としております。

図でお示ししておりますとおり、スクールソーシャルワーカーに期待されますことは、大きく3点ございまして、校内体制づくり、関係機関との連携、児童生徒が置かれた様々な環境の問題への働き掛けでございます。不登校や児童虐待、いじめや暴力行為等への対応において、専門的な知識・技能、あるいは日中教員が授業をしておりますことから、時間的な制約等もございまして、そのような面から、教員だけではその対応が困難な事実が多々ございまして、スクールソーシャルワーカーへの期待は極めて大きいものであると認識いたしております。

本市では、平成20年度に、初めて国の委託事業として、2名のスクールソーシャルワーカーを7校に配置をしておりまして、その後、順次拡充し、昨年度は9名、本年度は11名を配置して、現在、概ね1名が2校の中学校を担当する状況となっております。

資料2枚目の中段以降は、平成26年度のスクールソーシャルワーカーの活用実績として、国に報告をした内容となっております。

資料3枚目をご覧ください。スクールソーシャルワーカーの活用事例をご紹介します。

事例1は、不登校生徒への関わりの事例でございます。担任・保護者からスクールソーシャルワーカーに、当該生徒への関わり方に関する相談があり、面談、家庭訪問等を行ったケースでございます。

スクールソーシャルワーカーが、社会環境や対人関係づくりのポイントなどを当該生徒や保護者に説明し、家庭での過ごし方を共に考え、さらに、教員と連携し継続的に家庭訪問等を行うことで、当該生徒は新学年からの登校を考えるようになったという事例でございますが、26年度末に国に報告した内容ございまして、27年度に入りまして生徒は再登校を果たしまして、現在は、通常の学校生活を送ることができているということでございます。

事例2の方でございますが、発達障害の疑いのある生徒への関わりの事例でございます。

部活動顧問の教員からスクールソーシャルワーカーに、当該生徒に発達障害の疑いがあり、対人トラブルが頻発していることについての相談があり、当該生徒と定期的な面談を行ったケースでございます。

スクールソーシャルワーカーは、面談により当該生徒が他者とのコミュニケーションに悩みを有していることに気づき、対人スキルトレーニングを取り入れた面談を実施するとともに、支援に関する情報を校内生徒指導委員会等で教員と共有し、学校ぐるみの支援を展開することによって、当該生徒の対人関係が好転したという事例でございます。

平成26年度に、スクールソーシャルワーカーが関わり問題が好転したケースは、関わった全件数の約30.6%となっております。その他、年度をまたいで継続支援をしているケースが多数ございまして、スクールソーシャルワーカーの役割は、学校で欠かせないものとなっております。

このような効果の一方で、当該職員に関わりを求めるケース会議等の件数は、年々増加しており、また、担任等から相談はあったものの、時間的な余裕がないため未だ関わっていないケースが数多くありますことから、今後、国の動向も見る中で、本事業を拡充し、1中学校区に1名の配置を実現したいと考えております。このことを含め、「学校支援体制の充実」について御協議をお願いいたします。以上でございます。

- 市長 はい、ただ今事務局から説明がございました「学校支援体制の充実について」、御意見等ございましたらお願いいたします。
- 教育委員 今まで放課後児童クラブの話もしましたがけれども、本当に発達障害の子どもたちが目立ってきています。その子たちの支援に関わるスクールソーシャルワーカーの数が増えてきていますけれども、それでもやはり今のところ本当に大変で、この前も善通寺小児病院に入院したらそこまで行って帰ってきて、まだ学校で残りの仕事があるというようなソーシャルワーカーの方もいます。

小学校の困っている人たちも、いずれはその中学校に行くので、その中学校のソーシャルワーカーに相談しています。放課後児童クラブでとてもそういう面で困っているという支援員さんも、そこに相談してまして、中学校で中学校の生徒だけを見るのではなく、中学校校区の小学校の子どもの相談をしているのも事実です。

今、この間から幼稚園訪問で行っていますけれども、幼稚園の子どもたちを見ていましたら、明らかに何年か先がよくないと思われるケースに年々なってきましたので、今の内からしっかりとここの体制をしておけば、少しは違うかなと思います。

一番最初の心の充実のところでも言いましたけれども、障害を持っている子どももちろんですけども、そうではない情緒障害になりますと発達障害ではないのに、家庭環境や学校環境によって登校拒否にという相談というのもこの人たちが受けていただくと助かりますので、学校の先生は授業をしっかりしていただいて、そういう心のケア、障害児関係のケア、それから今は、学校の先生の心のケアもスクールソーシャルワーカーの人にして頂いているということで、ここをぜひ充実して欲しいと思います。

- 教育委員長 スクールソーシャルワーカー、一般的にはなかなか理解がしにくい言葉だと思います。資料の2枚目にありますが、家庭の中に入って行って、なおかつ関係機関と調整するというので、スクールソーシャルワーカーというのはなかなか難しい仕事だと思います。

スクールカウンセラーというものがありますが、それとはまた違うところがありまして、統計的に見ますと、いじめは少し減ってきていますが、不登校は増えてきています。不登校の子どもは家庭環境で問題を抱えていることが多いと思われるので、そういうことに対応できるのはスクールソーシャルワーカーでないと難しいところがありまして、今後、そういう方の出番が増えてくることが十分予想されますので、財政が許すのであれば、お願いしたいと思います。

- 教育委員 社会福祉士等の資格を持つ者又は、福祉と教育の両面に関してという部分がありますが、これは教員資格が必要なのですか。
- 事務局 現在のソーシャルワーカーは社会福祉士あるいは精神保健福祉士のいずれかの資格を持っている方としています。
- 市長 ハートアドバイザーは小学校に、今、何人ぐらい配置されていますか。
- 事務局 40名です。
- 市長 基本的には1校1人で、小規模校等には配置していないところもありますか。
- 事務局 配置していないところもあります。
- 教育長 一時期は大規模校に置いて、小規模校の図書館指導員を置いていないところを生徒指導と兼ねてしようということで、少ない方から配置していきました。その後、中間層を配置していきました。今、大体40名頂いたので、多い方から配置しています。
- 市長 図書館指導員は行き渡ったのですか。
- 事務局 62名の配置で、10学級以上の所への配置となります。
- 市長 単独配置が増えていきますとなかなか大変です。スクールソーシャルワ

一カーは3分の1、国庫補助が付いてきますので、それなりの財源はあると思います。ただ、一人500万円位はかかりますので、今2校に一人で、基本的には一中学校区に一人置きたいということで、2倍にしなければならないということです。一挙に5千万円が1億円にはならないと思います。

- 教 育 長 年数を追って徐々にということで、一度にはいかないと思います。
- 市 長 非常に教育委員会全体として強い御要望があるというのはよく分かりました。

他にございませんでしょうか。

この件につきましては、御要望を受け止めさせていただきまして、今後、予算の場で検討させていただきます。

よろしいございますでしょうか。

(了承)

- 市 長 それでは次に「その他」ということですが、事務局から何かありましたら説明をお願いします。
- 事 務 局 次回、第3回の総合教育会議でございますが、先ほど計画のところでも申し上げましたように、来年1月末頃を目途に、開催を予定いたしております。次期教育振興基本計画の案につきまして御協議をいただきたいと考えております。
- 市 長 ありがとうございます。以上で本日予定しておりました議題につきましては終わりでございますけれども、少し時間がございますので、特に何かございましたら御発言いただければと思います。
- 市 長 放課後児童クラブがいろいろと問題があるというのは、改めて認識いたしました。
- 教 育 長 先ほど申し上げたのは、細かな課題を拾い出して、その課題を協定や約束事に入れるというのではなくて、むしろどんな課題があるのかを拾い出してみても、大枠をどういうふうにするかというようにしないと、大枠を決めてしまいましたら、そこからはみ出てしまう部分があるような状態があるのではないだろうかという意味です。
細かな課題はこれは非常に時間がかかることではないと思いますので、各学校で事情が違いますから、それを拾い出せば、難しい作業ではないだろうと思います。
- 市 長 私は個々の学校ごとに、現況と課題と今後の方向性みたいなもの記載したカルテを作ってくださいと言っています。
放課後児童クラブに関してアンケート調査みたいなものをしたことがありますか、例えば学校の教員の意識とか、放課後児童クラブの支援員の意識とか。

- 事務局 今年度、学校、放課後児童クラブの実態を把握するために、いろいろな項目で支援員を対象にアンケート調査を実施しています。
- 市長 教員の方にはしていないのですか。
- 事務局 私の方からは校長や教員にはしていません。
- 市長 ぜひ、学校側の放課後児童クラブに対する認識とか、あるいは問題とされていることとか、課題とか、そういうものを教育委員会も調べていただきたいと思います。
- 教育委員 同じ教育委員会の教育に関わるものとして、教育委員会としても別に放課後児童クラブに学校を貸しませんというのではなくて、もちろん子どもたちには健全に育ってほしいですので、そこら辺りを一緒に協議する場が、今まで1回もなく、いきなり協定といわれましても、困ってしまうのが現状です。
そこをこれから協議をして、放課後子どもたちが安心して過ごせるようにと思います。私も女性ですので、働ける環境を作っていかなければなりませんので、これから協議をして、そこら辺を詰めていって、子どもたちがより良くなるように、ということこれから考えていかななくてはならないと思います。
- 事務局 先ほど川島の話ができましたけれども、保護者の方からも他の学校と同じように、校舎内に入れないかというような要望を直接伺っていますし、私たちも学校の校長先生に出向いて、お話も今しているところです。
ある学校では、運動場がいいのか、校舎内がいいのかということについてアンケートを取った学校もございまして、その時にはかなりの大差で校舎内がいいという御意見をいただきまして、今校舎内に入ることに向けて準備している学校もあり、そのような保護者のニーズもこちらとしても把握しています。
- 教育委員 川島は第1号で放課後児童クラブができましたので、あそこに作ったというのが画期的なことで、学校の在り方としては、正しい子育ての仕方であると思います。
学校は学校で勉強をして、放課後は家に帰って親が子どもを見るべきところを、地域の人とか学校以外の人たちと接するというのは、今兄弟が少ないので大きな役目があると思いますので、あえて学校で先生の顔を見るというよりかは、家庭の延長ということで川島はすごくいいと思います。
私たちの時代に川島ができたときの子育ての人たちは、少子化になって兄弟が少ない中で、学校の先生の管轄というのではなくて、地域のおじさんやおばさんに見てもらおうとうことが物凄く意味があると思います。その子たちが今、大学生になって大きくなって、こっちに帰ってきた時に、学校の教員じゃない部分で繋がりがあるといえるのは、私はすごく喜んでます。
- 市長 学校と自宅以外に子どもたちの居場所があって、地域と繋がっているというのはいいことだと思います。
- 教育委員 よそに行っても、川島で育って、地域のおばちゃんたちに育ててもら

ったという、帰ってこようかと思ひます。

- 教育委員 前回の総合教育会議でもありましたが、高齢者は高齢者で子どもが巣立ってしまつて、誰かとの交流を望んでいるところがありますので、そういうところで上手く合致できないかなと思ひます。
- 市長 高齢者の居場所作りを進めていまして、今、200近くできていますので、施設的には無理なところが結構あるかもしれませんが、可能性があるとこころはあると思ひます。
- 教育委員 核家族で高齢者と触れ合う家もなかなか少なくなつてきていますので、そういうのが地域の中にあるといいと思ひます。学校の中だけにしますと、やはりその人たちを学校の中にとつて、いろいろとクリアしなければならない問題が出てきますので、本当は地域として、一番それが長い目で見ればいいのかなと思ひます。
- 市長 放課後児童クラブというものとしてできるかどうかということですが、厳密には学校で40数箇所やっていますので、それを基本として考えなければならぬと思ひます。市長部局もいろいろと現状と課題を把握しますので、教育委員会も学校側の意識や課題といったものを把握した上で、両者きちんと協議するようにこれからしていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは活発な御議論ありがとうございました。以上で本日の会議を終わらせていただきたいと思ひます。本当にありがとうございました。